The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ウィグル文書箚記(その二)
Author(s)	森安, 孝夫
Citation	神戸市外国語大学外国学研究. 1990, 21, p. 69-89
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/17954
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ウイグル文書劄記（さっき）（その二）

森　安　孝　夫

＊本稿は本誌の前号に当たる『内陸アジア言語の研究』4 (1988), 1989, pp. 51-76 に掲載した「ウイグル文書劄記（その一）」（以下「前稿」と略記）に続くものである．従って，本稿の各項目の冒頭に付された数字は前稿からの通し番号となっており，また文献目録・略号は，新出のもの以外，前稿 pp. 74-76 に掲載したものを利用する．

5. 書体による時代判定

前稿第4節で売買担保文言を持つウイグル文売買契約文書15点（①～⑮）を取り上げた際，担保文言の内容的検討から⑭⑮が①～⑬より古いと推定し，その傍証として⑮の文字の書体が10世紀前後に多くみられた「半楷書体」であることを挙げておいた.[1] 単に①～⑬と記したのが正確には⑤を除いていることは，p.68 以下の文脈より明白なはずであるが，そのことを注記し忘れた．さらに言えば，代償(充替)を二倍ではなく等倍とし，qorluγ bolzun や yul- al- / al- yul- という表現がなく，文言全体としてもプリミティブな印象を与えるなど，内容的に⑮に近いとみなされる⑭，および代償（充替）を等倍とする点やはり古い方に属すると思われる⑤の両者の書体が，「半楷書体」ほどには古くないがそれと後期（モンゴル期）の草書体（走り書き体）との中間的なものであったこと[2]も，ここに改めて補記しておきたい．

さて，ウイグル文契約文書の冒頭には日付に続いて，売買や貸借をするに至った債務者（売主・借主など）側の動機を述べて，「誰某に〈人名 -qa / kä〉何々〈物件〉が必要となりて〈kärgäk bolup〉」という文言がある.[3] 多くの場合は

(1) 前稿，pp.70-71．但し，だからといって⑮が10世紀頃のものだということではない．
(2) このことは既に Hamilton 氏が指摘している (Hamilton 1969, p.27).
(3) cf. 山田，*MS* VI, p.38；山田，*MFLOU* 11, pp.104-105, 139.

「必要となりて〈kärgäk bolup〉」と連用形（副動詞形）が使われているのであるが，子細に検討すると「必要となった〈kärgäk boltï〉」という過去終止形もあることに気が付く．以下に現時点で知り得たものを全て列挙する．

【　】内は，山田信夫その他「ウイグル文契約文書の綜合的研究」の分類記号に対応する．

売買文書：ⓐ Or. 8212-106【1B-08】；ⓑ TI 580(U 5371)【4B-05】；ⓒ [T]I Ohne Nrs(d) (U 5969)【1A-07】

貸借文書：ⓓ T II D149b (U 5270)【1B-21】；ⓔ T II Toyoq Ohne Nrs (U 5267)【1B-23】；ⓕ T II Toyoq Ohne Nrs(e) (U 5233)【2A-11】；ⓖ Ot. Ry. 2149a+1108【2B-17】

このうちのⓐは上記の⑭と同一文書である．即ち「半楷書体」に近いものである．そこでその他の6件についても写真によって書体を調べてみると，一つの例外もなく全て「半楷書体」に近いものであった．契約文書中では明らかに草書体（走り書き体）のものが恐らく四分の三以上を占めると思われるから，この現象は決して偶然とは言えまい．

ところで山田氏は「証文・契約文である以上必ず見出される，証文作製責任者，当事者の捺印もしくは手書きの花押様のもの」を対象とした「タムガとニシャン」という論文に於て，本来のトルコ語であるタムガ（印章）の語だけを使う文書は，外来語（ペルシア語）たるニシャン（略花押）という用語を単独で，あるいはタムガと併用して使う文書よりも古いと主張した．(4) 私はこれに賛成するが，実は上記の⑮，⑤，⑭＝ⓐ，ⓑ，ⓒ，ⓓ，ⓔ，ⓕ，ⓖの9件のうち，関連部分を残している3件（⑤，⑭＝ⓐ，ⓖ；あとの6件は文書が破損していてタムガかニシャンか不明）には全てタムガがあるが，ニシャンはない．これまた我々の推定にとっては有利な事実である．

一方，現存のウイグル文契約文書の全てをモンゴル期（13—14世紀）のもの

（4）山田信夫「タムガとニシャン」『足利惇氏博士喜寿記念オリエント学インド学論集』東京 1978, pp.345-357.

とみなす Clark 氏は，既発表の全文書中よりモンゴル期に属することを示す指標（メルクマール）を見つけ出そうと努力したが，今ここで問題になっている9件中，氏の取り挙げることの出来た5件についてはいずれもその努力は徒労に終わっている.[5] ウイグル文契約文書をなんとかモンゴル期のものとみようとする氏の基準をもってしても，これらの文書がモンゴル期以前に属する可能性を否定し去ることは出来なかったのである.

他方，モンゴル時代に作成された文書の書体についてはどうか．例えば梅村坦氏が全てモンゴル期のものと判断した「違約罰納官文言」のある9点の文書（その中にはオゴタイ汗時代のものや，1280年の有名なピントゥン文書も含まれる）[6]の書体は，私の判定ではいずれも草書体である.

ウイグル文契約文書全体を「半楷書体」に近い書体の文書群（少数派）と草書体のもの（多数派）に分け，両者間に截然とした時代差を設けるのは確かに無理である．前者の中にも後者に一般的な特徴を持つものは幾らも見つかるからである．しかし前節及び本節で指摘したいくつかの特徴が前者にしか見られず，また逆に，後者の特徴である違約罰納官文言を持つものが前者中には一つも見つからないとすれば，両者間に何らかの区別があったとみるのは自然ではなかろうか．Clark 氏は書体は時代と全く無関係とするが，[7] 時代の確実なものでいえば，草書体のものはモンゴル期にしかないのに，「半楷書体」のものは10世紀にまで遡れることに鑑み，私はやはりこの区別を時代差に由来するものとみたい．そもそもウイグル文契約文書の起源は10世紀頃にある（前稿第1節の結論）のだから，それ以降モンゴル期以前に属するものが存在して然るべきだし，古い方が出土例が少ないのも頷ける．無論，書体による時代判定はあくまで相対的なものであり，「半楷書体」に近い文字で書かれたものがモンゴル

（5） Clark 1975, pp.187-193. これら5件とは Clark 番号の 15, 22, 29, 34, 35 に当たる.
（6） 梅村「違約罰」.
（7） Clark 1975, pp.112-115. そればかりか同氏は，私が「半楷書体」に近いとみる書体も全て草書体とみて，区別していない．但し，完全な「半楷書体」である⑮【4B-04】が初めて Zieme 氏によって発表されたのは1977年であり，Clark 氏がこれを参照することは物理的に不可能であったろう．尚，⑮には kärgäk bol- に対応する箇所は，文書自体に破損があるため欠落している．さらに後注(9)参照.

期にまで下る事は十分にあり得るし，実際あったであろう．つまり「半楷書体」に近い文字であることは，「古さ」の必要条件ではあっても十分条件ではない．

要するに私は，ウイグル文契約文書は「全てモンゴル期（13—14世紀）」に属するとする Clark 氏[8]，並びに大筋でそれに従う Zieme 氏[9]に反して，モンゴル期以前の契約文書が必ずや存在し，それは少なくとも「半楷書体」かそれに近い書体で書かれている筈であること，そして上記の9件はその有力な候補であることを主張したいのである．

6. Napčik

ドイツの第二次トゥルファン探検隊がチクティム（唐の赤亭；宋の澤田；清の齊克騰木；現在の七克台；ヘディンやスタインのChik-tam；*Operational Navigation Chart* の Qiktim）で入手した文書 T II Čiqtim 2 (U 5231)の解読は，初め Radloff/Malov によって出版され（*USp* 63，但しそこで Ciglim としているのは誤植），のち山田信夫氏により「フェルト代価借用文書」の名を付して発表された[10]．以下にそれを転載する．

---

(8) Clark 1975, pp. 97-196.

(9) Zieme 1980, pp. 206-207. この論文中で Zieme 氏が取り扱ったのは賃貸借契約文書のみ（A～Mの13点，本節のⓓⓔを含む）であるが，そのほとんどが14世紀前半（ないし中葉）のもの，どんなに広くみてもせいぜい13世紀後半であり，モンゴル期以前には遡らないとする．因みに賃貸借文書中ではⓓⓔの二件のみが「半楷書体」に近い文字で，且つ kärgäk boltï という型を持っている．ⓓⓔは Zieme 論文のテキストD，Mに対応するので，是非図版に就いて私のいう「半楷書体」に近い文字を確認していただきたい．それ以外は全て草書体である．Zieme 氏がこのⓓⓔも14世紀前半に比定し，そして別の論文では「半楷書体」の⓯とその裏にあるやはり「半楷書体」の小麦消費貸借文書さえ元代のものとしている(Zieme 1977, pp.149-154; Zieme 1980b, p.274) 以上，同氏も Clark氏同様，書体は時代に無関係と考えているに違いない．さらにその証拠に同氏は，「半楷書体」で書かれており，かつて Radloff 氏が「古い」と判定した *USp* 67 (TIID 149a)【2A-10】にはパスパ文字の円印が押されているから，Radloff 氏の書体による時代判定の根拠は薄いと駁論している（Zieme 1974, p. 300)．しかし写真で見る限りこの文書に押された円印をパスパ文字とするのは無理である．また⓯の末行に見える anvušï を元代の「安撫使」と解すのも，Zieme 氏自身が読みの不確かさを認めているように，容認できない．尚，⓯の裏文書にはニシャンではなくタムガが使用され，さらに俗文書には極めて稀な尻尾の長短による語末の -q/-γ の区別さえあるようである．この区別が「古さ」のメルクマールになり得ることは，森安 1989b, pp. 3-4 にみた通りである．

(10) 山田，*MFLOU* 11, pp.188-190.

(1) ud yïl ikinti ay bir yaŋïqa maŋa
牛 年，第二 月，一 (新)(日)に，われに，

(2) büdüs tutuŋ-qa qočïnda kidiz kärgäk
ビュドュス トウトウンに 牡羊からの フェルト 必要

(3) bolup arslan siŋqur öl-tä bir kidiz altï
となり アルスラン シンコル ヨェルから 一 フェルト 六

(4) böz-kä altïm bilän barmïš arqïš yanmïš-ta
棉布にて うけとれり(われ). 共に 在りし 隊商 帰還 にて

(5) altï böz birip ïdurmän arqïš-tïn ïdmasar
六 棉布 送らしめん(われ). 隊商より (与え)しめざれば

(6) män birär ay birär böz asïγ bilän köni birür
われ，一ごと(の)月 一ごと(の)棉布 利息 ともに まさに 与えん

(7) män qač ay tutsar bu oq yaŋča asïγï
われ. 幾 月 保つとも これ なん 様のごとき 利息

(8) bilän köni birürmän böz birginčä yoqbar bolsar
ともに まさに 与えん(われ). 棉布 与うまでに 不在 とならば

(9) inim alï köni birz-ün tanuq yeke taš oγul
わが弟 アリ まさに 与うべし. 証人 イエケ タシュ オグル.

(10) bu tamγa män büdüs tutuŋ-nuŋ ol
この タムガ われ ビュドュス トウトウンの それ.

我々が故山田信夫教授のリーダーシップのもと，また教授将来の文書写真とともに出版準備中であった『ウイグル文契約文書集成』(仮題) の原稿[11]では既にテキストと翻訳にいくつかの修正が施されている．そのうち重要なのは，4行目の "barmïš arqïš yanmïšta" の訳を「在りし隊商帰還にて」より「行きし隊商の帰還する際に」に，8行目の「不在とならば」を「逃亡すれば」に，9行目の "inim alï"「わが弟アリ」を "ävt(ä)kilär"「家族たち」に訂正した三点である．その他は文書全体の解釈に本質的な齟齬(そご)を来すほどのものではないので，今は省略する．ここで問題にしたいのは第2行目に見える単語 qočïnda である．山田氏はこれに次のような語釈を加えた上で[12]，結局「牡羊から

(11) これについては，山田信夫 その他「ウイグル文契約文書の綜合的研究」(とくに pp. 6-7)を参照．これは山田教授の死去によって遺稿となったものであるが，引き続き我々はその出版を準備中である．
(12) 山田，*MFLOU* 11, p.189, 6—1.

の」という訳を与えた.

6—1 2) qočïnda: Radloff/Malov は Äpčirdä "in Eptschir(?)" と一応読んだが, 不明語であるとして äbčinţä, äpčinţä, äpčirţä, äpčikţä とも読めるといった. たしかに, 私も, äbčindä と読み äbči-i-ndä と解し,「婦人」を意味する äbči/äwči にもとずく表現という可能性も考える. しかし, そのばあい, 3人称所有格についたLokativ-Ablativ 語尾 -nda の解釈が困難である. この最初の3字を qoč と読めば, その点理解し易い. すなわち, qoč には「牡羊」の意味があるらしいからで, そのばあいなら「牡羊の毛でこしらえた」という, フェルトの修飾語と考えられる.

本文書は草書体で書かれており, 確かにこの単語は読みにくい. 右にその部分を複写して示す. Radloff/Malov がその読みに苦しんだことは, 山田注に見る通りである. また Zieme 氏より Hamilton 氏に寄せられた書簡には 'äpčigdä とあり, 山田家に残っている A. von Gabain 女史のメモには qučikda とある. しかしながら私はこれを napčikda と読み,[13] 地名 Napčik に位奪格語尾の付いた形と解釈することを提案したい. その意味は「Napčik にて」である.

天山山脈の最東部でシルクロードの要衝に当り, 古来様々の民族が雑居してきたハミ (哈密 Hami; 伊吾, 伊州) 地方には, 幾つもの重要なオアシス都市が存在したが, その一つにラプチュク (清の拉布楚喀; ヘディンの Lapchuck; スタインの Lapchuk; 新ウイグル語 Lapčuq) がある. その位置はハミの西方50-60*km* である. この近代のラプチュクの名が, 明初の陳誠『西域行程記』の「臘竺」を経て, 唐代の漢文史料に現れる「納職」にまで遡ることは, 今では定説となっている.[14] この「納職」に関する典籍史料は次の通りである. 頻出する貞観四年は A.D. 630年に当る.

---

(13) ウイグル文字 (とくに草書体) には n- と '- の区別はない. 本文書中の確実な n- は10行目の nung にみえるが, それとこことは同じ形をしている.

(14) Pelliot 1916, pp.117-119; Stein, *Serindia*, Vol. III, p.1157; 松田「伊吾屯田考」p. 879; 岑仲勉「吐魯番一帯漢回地名対證」『中外史地攷證』下冊, 香港 1966, p.707; 馮承鈞 (原編), 陸峻嶺 (増訂)『西域地名 (増訂本)』北京 1980, p.59; 嚴耕望『唐代交通図考』第二巻, 台北 1985, p. 456.

A．『元和郡県図志』巻40，伊州の条（中華書局版，p.1028 ff.）

a．伊州，伊吾．下．開元戸一千七百二十九．郷七．（中略）．後魏及周，又有鄯善人来居之．隋大業六年得其地，以為伊吾郡．隋乱，又為群胡居焉．貞観四年，胡等慕化内附，於其地置伊州．（中略）．管県三：伊吾，柔遠，納職．

b．納職県．下．東北至州一百二十里．貞観四年置．其城鄯善人所立，胡謂鄯善為納職，因名県焉．

B．『旧唐書』巻40，伊州の条（中華書局版，p.1643 ff.）

a．伊州．下．隋伊吾郡．隋末，西域雑胡據之．貞観四年，帰化，置西伊州．六年，去西字．

b．伊吾．（中略）．後魏・後周，鄯善戎居之．隋始於漢伊吾屯城之東築城，為伊吾郡．隋末，為戎所據．

c．納職．貞観四年，於鄯善胡所築之城置納職県．

C．『太平寰宇記』巻153，伊州の条（文海出版社版，p.355 ff.）

a．伊州．（中略）．後魏及周，為鄯善人居之．隋遣兵鎮焉，遂於旧城東築城，立為伊吾郡．隋末，亡入西域．為雑胡居之．

b．納職県．西南一百二十里，元三郷．唐貞観四年置県城，即旧鄯胡（ママ）所築，因置納職県．

D．『新唐書』巻40，伊州の条（中華書局版，p. 1046）

納職．下．貞観四年，以鄯善故城置．

以上の記事からは，ハミ地方には後魏（北魏）以来，鄯善人や胡人（胡，群胡，雑胡）の移住がみられたこと，「納職」城は鄯善（楼蘭，ロプ=ノール地方）からの移住者によって建てられたものであり，彼等が鄯善のことを「納職」と言ったのでその名が付いたことなどが知られるが，鄯善人と胡人との関係や「納職」の原語（イラン系のソグド語か，インド系の鄯善語か）については今一つ明らかでない．然るにペリオ氏が初めて紹介し，のちジャイルズ・羽田亨両氏によって全文が発表された「沙州・伊州地志」残巻（敦煌文書 S 367）には，次の

ようにある.[15]

納職県. (中略). 右, 唐初有土人鄯伏陁, 属東突厥, 以徴税繁重, 率城人入磧奔鄯善, 至並吐渾居住. 歴焉耆, 又投高昌, 不安而帰. 胡人呼鄯善為納職. 既従鄯善而帰, 逐(遂の誤り)以為号耳.

ジャイルズの英訳:

Na-chih Hsien. (中略)

At the beginning of the T'ang period, a native of this place, Shan Fu-t'o, belonging to the Eastern T'u-chüeh, on account of the oppressive taxation led his fellow-burghers into the desert, and took refuge in Shan-shan, where they dwelt awhile side by side with the T'u-[yü-]hun. Then, passing through Yen-ch'i [Kara-shahr], they migrated to Kao-ch'ang. Not being comfortable there, they returned home [to Na-chih]. The barbarians call Shan-shan Na-chih, so when these people came back from Shan-shan, they gave this name to their city.

生の史料であるこの「沙州・伊州地志」の記事が, 上引の編纂物の中の記事A～Dの元になったことは想像にかたくないが, これらの記事を歴史的文脈の中でどう読み解き, どこまでを史実とみるかについて意見は分かれており,[16] まだまだ議論の余地はあろう. しかしそれは本項の論旨と係わらないし, 繁雑になるので今は取り上げない. 問題にするのはただ一つ, 鄯善を「納職」と呼んだのは何人であり, それは何語であったかという点だけである. 周知のように, この時代の「胡」人で且つ「康(サマルカンド)・安(ボハラ)・石(タシュケント)・史(ケシュ)・米(マイムルグ)・何(クシャーニヤ)・曹(カブダーン)」など特定の姓を持っているのであれば, それはもうソグド人であると断定してよいが,「鄯」姓を持つソグド人はまだ知られていない[17]ので, 鄯伏陀やその父祖を単純にソグド人ときめつけることはできないのである.

ペリオ氏は,[18] 先(恐らく6世紀)に「納職」を建てた鄯善人も, 唐初の鄯伏陀

(15) Pelliot 1916, p. 118; L. Giles, "A Chinese Geographical Text of the Ninth Century", *BSOS* 6, 1932, p.840, plates XI-XII; 羽田「沙州・伊州地志」pp.590-591.

(16) Pelliot 1916, p. 118; Giles, *op. cit.*, p. 840; 松田「伊吾屯田考」pp. 878-879.

(17) cf. 桑原隲蔵「隋唐時代に支那に来往した西域人に就いて」『桑原隲蔵全集』第二巻, 東京 1968, pp.309-343; 向達『唐代長安与西域文明』北京 1957, pp.12-24; Pulleyblank, 後注(22)所引論文, pp.317-323.

(18) Pelliot 1916, pp.118-119.

も共に本来の鄯善人であったと考えたようである．そして「納職」の「納」は原地名 *Nop を表すもので，それはトルキスタン出土の8—9世紀のチベット語文書に見える Nob，13世紀のマルコ=ポーロの伝える Lop，そして現代のロプ=ノール地方の Lob に繋がるとした．一方の「職」については，現名 Lapčuq が，カラシャール近辺の遺跡名 Šorčuq やマラルバシの古名 Barčuq に含まれるのと同じ語尾-čuq を持っていることを指摘しており，これを *Nop に付いた語尾とみなしていたことは確かであろう．しかし，それが何語の語尾なのかまでは言及しなかった．然るに松田壽男氏は，[19]「納職」城を築いた胡人を古来の鄯善人ではなく，嶺西から鄯善に移民していたソグド人とみる．そしてその傍証として，玄奘の伝える旧楼蘭の当時の名称「納縛波」を挙げ，「この新名はソグド語で新しい水（Lob-nor の新湖を指したのであろう）を意味する na'wa-apa に由来する」とした．「納縛波」は既にペリオ氏が指摘したように *Nop を擬サンスクリット化した形 *Navapa であるから，[20]松田氏の傍証にはもはや価値はないが，[21]「納職」に植民した胡人をロプ地方出身のソグド人とみる松田説自体には賛成したい．何故なら氏の説は，ペリオ・羽田両氏の研究を踏まえる「沙州・伊州地志」全体に及ぶ考察から，7世紀のハミ地方やロプ地方は共にイラン系商胡（ソグド商人）の群れる植民地であったことを明らかにする中から導き出された，極めて説得的なものであるからである．ソグド人の東方発展は漢代からみられるが，それが一層活発になるのは隋から唐にかけてである．特に6—7世紀になると，トゥルファン地方は言うまでもなく，河西地方（本来の漢人世界の西端）にリンクする西域北道東端に位置するハミ地方，同じく西域南道東端に当るロプ地方には，相当数のソグド人が流入し，幾つものコロニーを作っていた．彼等が，本来の目的である遠隔地貿易の実をあげる

(19) 松田「伊吾屯田考」p.879.

(20) Pelliot 1916, p.119; P.Pelliot, *Notes on Marco Polo*, II, Paris 1963, p.770.

(21) 水谷真成（訳）『大唐西域記』（中国古典文学大系22），東京 1971, p.408の注でも松田説を疑っているが，相変わらず「納縛波」を Nava-pura「新都」＞*Navapa とみなす旧説を脱していない．岑仲勉『漢書西域伝地理校釈』上冊，北京 1981, p.17も同様の誤りを犯すが，ここではさらに「納職」をソグド語 noč「新」（或 noči, nočik）の音訳とする．この説はソグド語に注目した点が評価できる以外は荒唐無稽である．

為に，相互に密接な連絡を取っていたことは十分に予想されるところである．人的交流は不断に行なわれていたことであろう．[22] 歴史学の立場からは，「納職」城建設に係わった胡人として第一にソグド人を考えるのが，最も自然なのである．また，そう考えて初めて，Bailey 氏によってなされた，「納職」の「職」は地名に付いて「～に関係する」とか「～の人」を表すイラン語の語尾 -čik であるという言語学からの主張[23]が生きてくるのである．なぜなら，吉田豊氏によればこの-čik とはイラン語といってもまさしくソグド語であり，そうであれば問題の町の名は，ソグド人が鄯善の原地名 *Nop にソグド語の語尾 -čik を付け，*Nopčik「ノプの，ノプに関係する；ノプ人；ノプ人の（建てた町）」と呼んだものに相違ないからである．

私はウイグル文書中の懸案の語を，以上のような歴史的背景を持つ地名「納職」と結び付けて，Napčikda と読むわけである．ではそう読むことによって，先の文書は無理なく解釈されるだろうか．

私の考えに沿って件の文書を解釈すると，チクティムの人ビュドュス=トゥトゥンに旅先の「納職にて」一枚のフェルトが必要となり，（たまたま出会った）同郷人アルスラン某よりそれを6棉布の代価で，さらに返済が遅れれば月毎に1棉布の利息を払う条件で借り受けた．代価は，自分がいま一緒に旅しているキャラバン（と共にもっと先まで行って商売をし，そのキャラバン）が帰還する時に，それに託して返済する（自分は旅先に留まるのであろう）．もし自分が完済前に逃亡したら，チクティムにいる家族が返済する，ということになる．この文書の発見地チクティムと「納職」との距離は約 200 *km*，いずれも西ウイグル国の版図内にあり，かつハミ地方とトゥルファン地方とを結ぶ東西の幹線道路上に位置していた．本文書は草書体で書かれているし，その他の徴証も合わせて，こ

(22) E. G. Pulleyblank, "A Sogdian Colony in Inner Mongolia", *TP* 41, 1952, pp. 347-354 (Appendix.——The Sogdians of Hami and Lop Nor.) もハミ地方とロプ地方のソグド人の関係に着目するが，松田氏とほとんど同じ史料から相当恣意的に穿った結論を引き出しており，注意を要する．

(23) H. W. Bailey, "Ariaca", *BSOAS* 15, 1953, p.536. また同氏は脚注で "In Turkish the suffix became *-čuq* in *Lapčuq*." という．

れがモンゴル時代のものであることは，ほぼ確実である．しかしその時代でも旧西ウイグル領はウイグリスタンとして，人的にも経済的にも一体性を保っていた．それゆえ，このようなことは大いにあり得たであろう．つまり「納職にて」と読んで我々の文書は無理なく解釈されるのである．

残された疑問は，7世紀の「納職」(中古音 *nâp-tśiə̯k) の復原形（再構形）*Napčik と13—14世紀のウイグル文書の Napčik とが直接つながるか，という点である．13—14世紀の漢文史料に「納職」は在証されないし，たとえ在証されたとしてもそれを当時の中原漢字音で読み，ウイグル文字で音写しても Napčik とはならない．しかし幸いなことに我々は，10世紀末に西ウイグル国を訪れた宋使王延徳の記録『西州使程記（高昌行紀)』から，当時もこの地が漢字で「納職」と表記されたことを知る．9世紀に東部天山地方に西ウイグル国が成立して以来，この地の漢字音は中国内地での変化と切り離され，一定の方向に定着していった．これを高田時雄氏はウイグル字音と呼ぶ．[24] 高田氏よりの教示によれば，「納職」のウイグル字音による理論的復原形は *dap-čik である．しかし地名のような人口に膾炙していた言葉の場合，古形が保たれることは十分あり得る．つまりウイグル字音の「納」が *dap であったとしても，[25] 地名「納職」の「納」が *nap のままであっておかしくないことは，例えば日本の漢字音でも漢音・呉音・唐宋音が並存することから頷けよう．[26] ウイグル字音でも標準音と，地名など熟した語の場合の例外的な音とが併存していたのであろう．10世紀末のウイグルの「納職」に対する発音が *Napčik であったとすれば，13—14世紀の発音も同じであったとみて差し支えない．間接的で

(24) 高田時雄「ウイグル字音考」『東方学』70, 1985, pp.150-134（逆頁).

(25) 当時の河西方言でも *ⁿdâp であった：高田時雄『敦煌資料による中国語史の研究——九・十世紀の河西方言——』東京 1988, p. 352, No.0542. いわゆる Staël-Holstein 文書にみえる Dapäcī (cf. H. W. Bailey, "The Staël-Holstein Miscellany", *Asia Major* New Series 2-1, 1951, p.13)を「納職」に比定したのは F. W. Thomas ("Some Words Found in Central Asian Documents", *BSOS* 8, pp.793-794) であるが，これは「納職」の原地音ではなく，その河西方言音をコータン文（ブラーフミー文字）で写したものだろう．

(26) さらに，cf. 庄垣内正弘「ウイグル文献に導入された漢語に関する研究」『内陸アジア言語の研究』2 (1986), 1987, pp. 53, 97-98.

はあるが，明初の「臘竺」の語頭音がDではなくLであることも，それを裏付けていると思われる．なぜなら，中国西北部においては語頭のN音とL音の交替はよく見られるが，[27] DとLの交替は稀だからである．因みに「納職」の本家のロプ地方の原名 *Nop も 8—9 世紀のチベット文書では Nob, 10—11世紀の玄奘『慈恩伝』のウイグル訳本では Nop[28] となっていたのに，13—14世紀には Lop（マルコ=ポーロ；『元史』では羅卜・羅不）へと変化している．多分 Napčik の方にもやや遅れて語頭のN/L交替が起こり，さらに接尾辞のトルコ語への同化によって Lapčuq へと変わっていったのであろう．

以上により，問題の語を Napčikda「Napčik にて」と読む私の提案が，歴史学的にも言語学的にも十分可能であることが認められたことと思う．これは，従来はあくまで推定に留まっていた *Napčik の形が，初めて音標文字で在証されたことを意味する．それも本来のソグド語形なら *Nopčik でなくてはならない[29]のに，そうではなくて Napčik であったことが重要である．高田氏の教示によれば，当時の漢字には Nop という音をそのまま写せるものがなく，それに最も近い音を持つ「納 *nâp」が当てられたのだろうという．[30] そうであればウイグルの Napčik はソグド語そのままではなくて，一旦漢字音の形を経て受け入れられたことになる．[31] 恐らく7—8世紀の唐の西域支配を通じて「納職」という表記とその漢字音とが定着し，それがそのまま，9世紀後半にハミを含む東部天山地方に西ウイグル国を建てたウイグル人に受け継がれていったのであろう．

---

(27) cf. Stein, *Serindia*, Vol. I, p.322.

(28) cf. Тугушева, *Фрагменты уйгурской версии Биографии Сюань-Цзана*, Москва 1980, pp.29-30, 63.

(29) 前述のように，チベット語 Nob やマルコ＝ポーロの Lop に基きペリオ氏が推定した通りであるが，ウイグル語訳『慈恩伝』に Nop とあったことから一層はっきりしたと言える．『慈恩伝』の漢文原文には「納縛波」としか書かれていないのに，それをウイグル文字で Nop と写しているのは，西ウイグル国（東部天山地方）のウイグル人が正しい原地名を知っていたからに他ならない．

(30) 但し，このことは既に Pelliot 1916, p. 119 でも述べられていた．

(31) これに近いことはペリオ自身も近代名が Lopčuq ではなく Lapčuq であることから推定していた(Pelliot 1916, p.119). Napčik の発見はこういう所でも立論強化に寄与するのである．

7. čxšapt ay

ウイグル俗文書で二月から十一月は序数詞を用いて表現するが，一月と十二月だけは特別に aram ay, čxšapt ay という．これらが中国の「正月」・「臘月」をまとめて借用したものであるという議論もあるが，その根拠は薄弱であり，万人を納得させられるものではない．aram ay については暫くおき，ここでは山田氏も「臘月」と訳している čxšapt ay[32] について，その訳の正否を検討し，さらにそこから派生する中国マニ教史上の問題点にまで言及してみたい．

čxšapt ay が中国の「臘月」に当ることを最初に示唆したのは Chavannes/Pelliot 両氏である．[33] 次いで Taqizadeh 氏は čxšapt ay について相当に詳しい考察を加え，ウイグル人マニ教徒が「戒律；節制（の命令）」の意で用いる čxšapt と，ウイグル人一般が「十二月」をいう時に使う čxšapt ay の čxšapt とは直接には結び付かず，čxšapt ay の方はウイグルが中国の暦を受け入れた時に「臘月」の訳語として採用したか，あるいはもし čxšapt ay の文献上に現れるのが古くない（11世紀以前ではない）のなら，それはウイグルのマニ教が衰え仏教色が強くなった時代に行なわれたものであり，後者の方が可能性が高いとした．[34] その後，Clark 氏はほぼ全面的にこの Taqizadeh 説に従ったが，その最大の根拠は čxšapt ay の初出が1202年のウイグルの暦であると信じた点にある．一方 Bazin 氏は，Chavannes/Pelliot 説も Taqizadeh 説も見ていないようで，「臘月」云々は言わないが，やはり1202年の暦に初めて čxšapt ay が現れるとし，その背後に仏教的環境をみていた．これに対して私はトルコ（ウイグル）のマニ教史と仏教史を再構する意図のもとに昨年発表した論文［森安 1989b］において（特に pp. 16–17；Clark, Bazin 両説のレファランスもここに含まれる），ルーン文字で書かれていて時代が古く（恐らく10世紀以前），且つマニ教徒のものと思われる文書に čxšapt ay が在証されることを指摘し，歴史的にみてもこの čxšapt ay はマニ教的環境の下，ソグド人マニ教徒によ

(32) 山田「イスタンブル」p. 24；山田，*MFLOU* 16, p. 197（ただしここの蠟は臘の誤植）．
(33) Chavannes/Pelliot 1913, pp. 112, 310–311.
(34) S. H. Taqizadeh, "The Early Sasanians", *BSOAS* 11, 1943–46, pp.45–48.

ってトルコ人間にもたらされ定着したと考えるべきことを主張した．このことは，拙稿とほぼ同時に出た吉田豊氏の「ソグド語雑録（Ⅱ）」（『オリエント』31-2 (1988), 1989, pp. 165-176）の第1節に発表された1003〜1004年のウイグルのマニ教徒の暦の中に正しく十二月の意味で čxšapt ay が使われていた事実（吉田論文，注21）によって，一層不動のものとなったといえよう．

以上のような理由により，私は，čxšapt ay には単に「十二月」の別称として無造作に「臘月」の訳を充てるべきでなく，もともとこれはマニ教徒にとって断食を含む「戒律(を守るべき)月」の意であったのだから，例えば「戒月」などの訳を使うべきであろうと考える．それゆえ，もし1957年に南中国の泉州で発見された元代創建のマニ教寺院（草庵寺）に属する碑文の紀年「至元五年（1339）戒月」が，発見者の呉文良氏の採録した如く間違いなく「戒月」であるなら，[35] これこそ正しくウイグルの čxšapt ay に当るものにちがいない．勿論，そう断定するには，南中国・福建のマニ教がウイグルのマニ教と直接につながっているという前提がなくてはならない．

唐代に東ウイグル可汗国の後押しを受けてかなりの広がりをみせた中国のマニ教が，可汗国の滅亡（840）と会昌年間（841—846）の仏教排斥と並行する禁圧といういわばダブル=パンチを浴びて衰退したことは，周知の通りである．一方，五代・宋から元・明にかけて福建をはじめとする南中国では，マニ教そのものは相変わらず禁止されたが，様々の名前で呼ばれるマニ教ないしマニ教

(35) 呉文良『泉州宗教石刻』北京 1957, p.44. Lieu 氏は呉氏の移録の通りに「戒月」ととり，これを 'the month of fasting' 即ち「断食の月」と英訳している（Lieu 1980, p.82）．しかるに Bryder 氏は1980年の泉州の観光案内書に基き，ここを 'the 9th month (sic!)' としている（Bryder 1988, p. 206）．つまりその観光案内書には「九月」とあるらしいが，Bryder 氏自身は草庵寺を訪れたにもかかわらず，この碑文を実際に確認することは出来なかったようである（n. 16 による）．呉氏が調査した時から既にこの碑文は相当に破損していたと言う．しかしその呉氏がここを単純に「九月」と読まず，それまで誰しも考えつくはずのない「戒月」と読み取ったのは，はっきりそう読めたからであろう．呉氏の『泉州宗教石刻』では単に「至元五年戒月」としか移録していない所を，『文物参考資料』1958-4, p. 28 の「福建晋江華表山摩尼教遺址」では「至元五年戒月四日記」とし，福建泉州海外交通史博物館 & 林文明「摩尼教和草庵遺迹」『海交史研究』1978-1, p.39 では「至元五年戒月□日記」とし，荘為璣「泉州摩尼教初探」『世界宗教研究』1983-3, p.78 では1965年の現地調査の結果として「至元五年戒月□日記」としているのであるから，「戒月」の読みに十分の信用を置いてよいであろう．

系の秘密結社の活動がみられたことも，よく知られた事実である．そして一般には，1923年に陳垣やペリオが紹介したことで一躍有名になった明の何喬遠の『閩書』巻7・方域志・泉州府・晋江県・華表山之条の記事に，

> 会昌中，汰僧．明教在汰中．有呼禄法師者，来入福唐，授侶三山，游方泉郡，卒葬郡北山下．

ペリオの仏訳：(36)

> Dans [la période] *houei-tch'ang* (841-846), on supprima en grand nombre les religieux; la religion de la Lumière fut [comprise] dans cette suppression. Il y eut le maître de la Loi 呼禄 Hou-lou qui vint à Fou-t'ang. Il donna [son enseignement] à des compagnons aux Trois Montagnes, et vint en voyageant dans la commanderie de Ts'iuan ; il [y] mourut et fut enterré au pied d'une montagne au Nord de la commanderie.

Lieu の英訳：(37)

> In the period Hui-ch'ang (841-846) when (Buddhist) monks were suppressed in great numbers, the religion of the light was included in the suppression. However, a *hu-lu fa-shi* came to Fou-t'ang (south of Fou-chou), and taught his disciples at San-shan (in Fou-chou). He came to the commandery of Ch'üan in his travels and died (there) and was buried at the foot of a mountain to the north of the commandery.

とあるのに拠って，唐代黄河〜揚子江流域のマニ教と五代以降の福建のマニ教とを直接結び付けている．唐代にはマニ教を奉じた東ウイグル可汗国のいわば強制によって長安・洛陽・太原はもとより，揚子江流域の荆州・揚州・洪州・越州にまでマニ教寺院が置かれたのであるから，(38) 私もこの通説に問題はないと思う．然るに，竺沙雅章・荘為璣氏等は福建のマニ教を，通説のように北から

(36) Pelliot 1923, p.205. 尚，本論文には『閩書』の関連部分の全文とその訳注がある．また，手近でこれを参照するには『陳垣学術論文集　第一集』(北京，中華書局，1980) に再録された陳垣「摩尼教入中国考」の pp. 367-368 が便利である．

(37) Lieu 1980, pp.87-88. 尚，ここにも『閩書』の当該部分の訳注がある．

(38) この点も含め唐代の中国マニ教史全般については，cf. Lieu 1985, pp. 189-198 ; 矢吹慶輝『マニ教と東洋の諸宗教』東京 1988, pp. 40-57.

の陸路によってではなく，南からの海上ルートによって伝播したとする.[39] もしこれが正しいとすると，「戒月」についての私の説は成り立たない．しかしここはやはり通説どおりに『閩書』の記事を信じて，福建マニ教の起源を北方に求めるべきである．なぜなら，『閩書』の上掲引用部の前には唐都へのマニ教伝来の記事の他，「摩尼光仏」「具智（大明使）」「慕闍（モジャク）」「密（ミール）」「烏没斯（オルムズド）」「拂多誕（アフタダン）」「先意」「夷数（イエスマール）」「末」などの特殊な術語（中央アジアに流布した中世イラン語マニ経典中の術語の漢訳語）がみえ，これらが唐代北中国に行なわれた漢文マニ経典（会昌以後公的には姿を消したもの）やマニ教徒関連記事に使われていたものと完全に一致しているからである.[40]【補注】

もう一つ注目すべきは，法網をかいくぐって現代にまで生き延びた泉州のマニ教寺院（草庵寺）の磨崖刻文に「勧念　清浄光明　大力智恵　無上至真　摩尼光仏　正統乙丑（＝1445）年九月」とあり，[41] また泉州と福州との中程にある莆田涵江でつい最近出土した元代の碑文に「［清浄光］（明）　大力智恵　［無上至］（真）　摩尼光仏」とあった事実である.[42] 唐代の漢文マニ経典中にも見えるこの「清浄光明　大力智恵」の文句は，[43] かつての Chavannes/Pelliot 両氏や

(39) 竺沙雅章「喫菜事魔について」『中国仏教社会史研究』京都 1982, p. 201；荘為璣，前掲論文，pp. 77-79. 但し竺沙氏は「すでに重松氏が指摘するように，この地に伝播したマニ教は唐代中原のそれとは別派のものであり，海上より伝来したものとみられる。」と言うが，重松氏自身は当該論文中で「宋元明代を通じて福建地方に流行した末尼教はもと唐末会昌時の沙汰によって南遷したものの遺流であるといふ事実は頗る興味ある事柄である。」と述べている，cf. 重松俊章「唐宋時代の末尼教と魔教問題」『史淵』12, 1936, p. 103.

(40) 唐代北中国に行なわれた漢文マニ経典を彷彿とさせるものは敦煌蔵経洞より発見されている．それは『摩尼光仏教法儀略(Compendium)』『下部讚(Hymnscroll)』『波斯教残経（Treatise)』であり，『儀略』の巻首には「開元十九年六月八日大徳拂多誕奉詔集賢院譯」とある．これらは中世イラン語（パルチア語，中世ペルシア語，ソグド語）からの大量の音写語の他，アラム語の音写語さえ含んでいて極めて難解であり，そのため Chavannes/Pelliot 1911-1913 を筆頭に幾多の研究が積み重ねられてきたが，本項は中国マニ教史がテーマではないので詳細は省略し，ただ最近出版された H. Schmidt-Glintzer, *Chinesische Manichaica mit textkritischen Anmerkungen und einem Glossar*, Wiesbaden 1987 (Studies in Oriental Religions, Vol. 14) のみを挙げておく．この本は，『大正新脩大蔵経』第54巻に収録された上記三点の漢文原文と対照する形でそれをドイツ語訳し，全体のグロッサリーを付けているので，参照に便利である．本文に列挙した特殊な術語の出典や原語については，この Schmidt-Glintzer 氏の書をはじめ，Chavannes/Pelliot 1911-1913, Pelliot 1923, Lieu 1980, Bryder 1985, 吉田 1987 などを参照していただきたい．

(41) 呉文良，前掲書，p.44；前掲『文物参考資料』1958-4, p. 28. 但し，呉氏は「己丑」とする．

(42) 陳長城「莆田涵江発現摩尼教碑刻」『海交史研究』1988-2（総14），pp. 117-118, 図版あり．

(43) Schmidt-Glintzer, *op. cit.*, H.146, H.151, T.83a16.

初めそれを踏襲した Lieu 氏のように「清浄なる光明　大力なる智恵」と読む[44]べきではなく，「清浄，光明，大力，智恵」と並列的に読むべきであること，そしてそれがマニ教の最高神たる「偉大なる父」の四つの属性を表す"Divinity, Light, Power, Wisdom"に対応することはまもなく Lieu 氏自身が気付き，さらに Bryder 氏によって確実なものとされた.[45] ただ Bryder 氏は四つのうちの最初の，いずれの言語でも "Divinity" とか "God" となっている所がなぜ漢訳では「清浄」すなわち "Purity" となっているのかは未だ説明できないとした．しかし，これについては吉田氏が Bryder 本の書評の中で，「神聖にする」を「清浄にする」と表現するソグド語の仲介を仮定することによって，解決の見通しを立てている.[46] さらにもし，Zieme 氏が最新の論文で指摘したように，マニ文字ウイグル語で書かれたマニ教文書 T. M. 47 (=Le Coq, "Manichaica", III, Nr.15) 中に見えるウイグル君主を形容する文句 "körtlä küsänčig / adïnčïγ y(a)ruq / alp ärdämlig / bädük küčlüg" が上記の四つの属性を表す文句に対応するとすれば,[47] その最初の言葉 "körtlä küsänčig (美しく好ましい)" は「神」よりもむしろ「清浄」に当ると考えられる．そうであれば，ウイグルと福建のマニ教は直結していることになろう．ただこの点はまだ確実には言えない．しかしいずれにせよ，「清浄，光明，大力，智恵」という，これまた唐代北中国で用いられた漢訳マニ経典中の表現と全く同じものが，元明代の福建で用いられていたことだけは紛れもない．

もし福建のマニ教が唐代北方の伝統を引かず，唐末五代以後，海上ルートで南中国に来航したアラブ・ペルシア人と共に伝えられ，そこで新たに経典の漢訳がなされたのなら，上に述べたような訳語の見事な一致が起こるはずはなか

---

(44) Chavannes/Pelliot 1911, p.556; Lieu 1980, pp. 81, 82.
(45) Lieu 1985, pp.210, 213; Bryder 1985, pp.61-62, 81-83; Bryder 1988, p.206. また Schmidt-Glintzer, *op. cit.* でもそのように独訳している.
(46) Y. Yoshida, in *BSOAS* 50-2, 1987, pp.403-404.
(47) P. Zieme, "Titulaturen und Elogen uigurischer Könige", in: K. Sagaster (ed.), *Religious and Lay Symbolism in the Altaic World and Other Papers. Proceedings of the 27th Meeting of the PIAC*, Wiesbaden 1989, pp. 449-450.

ろう.[48] それにそもそも当時の南海ルートで活躍したアラブ・ペルシア人達の間では，イスラム教が圧倒的に優勢であったのである．たとえその間に，西アジアで細々と余命を保っていたマニ教徒の何人かが経典を携えて渡って来たとしても，彼等が「偉大なる父」の四つの属性を意味し，祈祷の際に唱える重要な文句となっているものの最初の言葉を「清浄」と訳す（あるいは訳させる）可能性は，万に一つもなかったであろう．この言葉はパルチア語でも中世ペルシア語でも，さらには10世紀のイスラム教徒が書き留めたマニ教に関する文献でも "Divinity" とか "God" となっており，[49] 決して "Purity" とはなっていないのである．

以上より私は，福建マニ教の起源はやはり北方にあったとみる．そしてその流伝に中心的役割を果たした人物は，『閩書』の伝える通り，会昌の弾圧を避けて北方よりやって来た呼禄法師その人であったと考える．福建マニ教の起源を北方にみる Lieu 氏や Bryder 氏はこの「呼禄」を中世ペルシア語 *xrw-(h)xw'n* の漢字音写「呼嚧喚」と同じものとみる.[50] あるいはそれが正しいかもしれない．しかし『摩尼光仏教法儀略』の第五節「寺宇儀」に見えるこの「呼嚧喚」は「教道首」と漢訳され，「讃願首」並びに「月直」と共に各マニ教寺院に必ず置かれた役職名の一つであって，[51]『儀略』第四節「五級儀」に見えるようなマニ教会の五階級名，即ち 1：慕闍(magister)，2：薩波塞(episcopus)＝拂多誕，3：默奚悉德(presbyter)，4：阿羅緩(electi)，5：耨沙喭(auditores)[52] のいずれかに当るものではない．もちろんそのような役職名の

(48) 福建マニ教の起源を北方にみた通説は，当然このことを暗黙の前提としていたはずであるが，最近ではこの通説が揺らいでいるとみた Lieu 氏が改めてこの点を強調し直した，cf. Lieu 1980, p. 75; Lieu 1985, p. 257.

(49) Bryder 1985, pp. 61-62, 82-83; B. Dodge, *The Fihrist of al-Nadīm. A Tenth-Century Survey of Muslim Culture*, New York 1970, p. 789.

(50) Lieu 1981, p.163; Lieu 1985, p. 221; Bryder 1985, p. 10.

(51) cf. Chavannes / Pelliot 1913, pp.106, 113-114 & pl.I; cf. Schmidt-Glintzer, *op. cit.*, p. 74.

(52) cf. 石田幹之助「敦煌発見「摩尼光仏教法儀略」に見えたる二三の言語に就いて」『白鳥博士還暦記念東洋史論叢』東京 1925, pp. 162-165; G. Haloun & W.B. Henning, "The Compendium of the Doctrines and Styles of the Teaching of Mani, the Buddha of Light", *Asia Major* New Series 3-2, 1952, p. 195 + pl.(Fourth Part); Schmidt-Glintzer, *op. cit.*, p. 73.

省略形としての「呼禄」と「法師」が結び付くことも，ありえなくはない．ただ「呼禄」は中古音が *xuo-luk であって，「胡禄」*γuo-luk と極めて近い．唐代の漢籍史料に頻出するこの「胡禄」が，古トルコ（ウイグル）語で「大きい」を意味する uluγ（元来は語頭の h- 音を持つ huluγ）を写したものであることは，完全に認められている．それゆえ「呼禄法師」は「大法師」とも考えられるのである．ここで思い起こされるのが，『資治通鑑』巻237・元和元年之条（中華書局版，p. 7638）の胡三省注に引く『唐史補』，並びに独立して現存する唐の李肇の『唐国史補』巻下の次のような記事である．

蕃人（ウイグル）常與摩尼僧議政，京城為之立寺．其法，日晩乃食，飲水茹葷而不食乳酪．其大摩尼，数年一度来往本国，小者年轉．（『唐史補』）

回鶻常與摩尼議政，故京師為之立寺．其法，日晩乃食，敬水而茹葷，不飲乳酪．其大摩尼，数年一易往来中国，小者年轉．（『唐国史補』）

これらに訳注を施した Chavannes/Pelliot 両氏は，「小者」をマニ教ヒエラルキー第4位で聖職者としては最下位のもの，「大摩尼」を第3位の默奚悉德（マヒスタク）ないしは第1位の慕闍（モジャク）とみなし，『唐史補』の方の「本国」はウイグル国であろうと推定した．(53) マニ教僧侶には一ケ所に安住してはいけないという戒律があるのであるが，ウイグルの強制によって中国内地に置かれたマニ教寺院の僧侶が，ウイグル国(54)から送り込まれた僧侶（その多くはソグド人であったろう）であると考えるのは，ごく自然である．であるとすれば，先の「呼禄法師」即ち「大法師」とは，たまたま中国滞在中に会昌の弾圧に遭遇し，辛うじてその鉾先を避け南方に逃れることが出来た「大摩尼」だった可能性は決して少なくない．「呼禄法師」が，どこのマニ教寺院にも必ず一人はいる（恐らく当番制で第4位の electi さえ就任できた）ような「呼嚧喚」ではなく，教義や儀軌を完全にマスターした高位の「大法師」であったからこそ，

(53) Chavannes/Pelliot 1913, pp. 266-269.

(54) このウイグル国に東部天山地方が含まれてよいことについては，cf. 森安孝夫「増補：ウィグルと吐蕃の北庭争奪戦及びその後の西域情勢について」『アジア文化史論叢 第3巻』東京 1979, pp.199-238.

福建マニ教の始祖となりえたのではないだろうか.

いずれにしても，ウイグルのマニ教と福建のマニ教が直結していたことにはもはや疑問の余地はなく，ウイグルの čxšapt ay と泉州草庵寺碑文の「戒月」を同じものとみる基盤は確立されたのである．よって今後は čxšapt ay は「臘月」ではなく「戒月」と訳されるべきである.

文献目録と略号（ＡＢＣ順）〔前稿追加分〕

Bryder 1985　P. Bryder, *The Chinese Transformation of Manichaeism. A Study of Chinese Manichaean Terminology*, Löberöd(Sweden) 1985.

Bryder 1988　P. Bryder, "Where the Faint Traces of Manichaeism Disappear", *AOF* 15-1, 1988, pp.201-208, incl. 4 figs.

BSOS　*Bulletin of the School of Oriental Studies.*

Chavannes/Pelliot 1911-1913　Éd. Chavannes & P. Pelliot, "Un traité manichéen retrouvé en Chine", *JA* 1911, nov.-déc., pp.499-617 ; 1913, jan.-fév., pp.99-199 ; 1913, mars-avril, pp.261-394, +2 pls.

羽田「沙州・伊州地志」　羽田　亨「唐光啓元年書寫沙州・伊州地志殘巻に就いて」『羽田博士史学論文集　上巻　歴史篇』京都 1957, pp.585-605.

JA　*Journal Asiatique.*

Lieu 1980　S. N. C. Lieu, "Nestorians and Manichaeans on the South China Coast", *Vigiliae Christianae* 34, 1980, pp.71-88.

Lieu 1981　S. N. C. Lieu, "Precept and Practice in Manichaean Monasticism", *Journal of Theological Studies*, New Series 32, 1981, pp.153-173.

Lieu 1985　S. N. C. Lieu, *Manichaeism in the Later Roman Empire and Medieval China*, Manchester 1985.

松田「伊吾屯田考」　松田壽男「伊吾屯田考」『和田博士古稀記念東洋史論叢』東京 1961, pp.871-882（再録：「伊吾屯田について」『古代天山の歴史地理学的研究 増補版』東京 1970.）

森安 1989a　前稿（cf. p.69の＊印注）

森安 1989b　森安孝夫「トルコ仏教の源流と古トルコ語仏典の出現」『史学雑誌』98-4, 1989, pp.1-35.

Pelliot 1916　P. Pelliot, "Le "Cha Tcheou Tou Tou Fou T'ou King" et la colonie sogdienne de la région du Lob Nor", *JA* 1916, jan.-fév., pp.111-123.

Pelliot 1923　P. Pelliot, "Les traditions manichéennes au Fou-kien", *TP* 22, 1923, pp. 193-208.

Stein, *Serindia*　Aurel Stein, *Serindia. Detailed Report of Explorations in Central Asia and Westernmost China*, 5 vols., Oxford 1921.

TP　*T'oung Pao.*

山田「イスタンブル」　山田信夫「イスタンブル大学 図書館所蔵東トルキスタン出土文書類——とくにウイグル文書について——」『西南アジア研究』20, 1968, pp. 11-29, +2 pls.

吉田 1987　吉田　豊「漢訳マニ教文献における漢字音写された中世イラン語について（上)」『内陸アジア言語の研究』2 (1986), 1987, pp.1-15, +6 tables.

Zieme 1980b　P. Zieme, "Ein uigurischer Leihkontrakt über Weizen", *AOF* 7, 1980, pp.273-275, +1 pl.

【補注】（本文84ページへ）

福建地方では19世紀においてさえ日曜を「密」と称していた事実がある．この「密」がソグド語の「ミール（太陽；日曜)」であると究明された経過については，cf. 羽田亨「輓近に於ける東洋史学の進歩」『羽田博士史学論文集　上巻』pp.648-650 もしくは同氏『西域文明史概論』pp.175-180.

＜前稿の誤植訂正＞

表紙タイトル：ウィグル→ウイグル

p. 61, テキスト①の２行目：**iẓtä**mäzun-lär→**iẓtä**mäzün-lär

p. 69, テキスト⑭の２行目：iẓḍämäzun→iẓḍämäzün

p. 70, テキスト⑮の１行目，冒頭：kin(誰)→kim

同上，２行目の和訳：追及しても→追求しても